

## 公表されるべき事項

### 国立大学法人東京学芸大学の役職員の報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### ① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当の額については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を参考にして、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

###### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の給与を考慮して役員給与規則の改定を平成22年12月に実施し、本給月額を991,000円から989,000円と減額した。  
また、期末特別手当の支給率を6月期は145/100から140/100とし、12月期は165/100から155/100に引き下げた。

理事

国家公務員の給与を考慮して役員給与規則の改定を平成22年12月に実施し、本給月額を782,000円から780,000円と減額した。  
また、期末特別手当の支給率を6月期は145/100から140/100とし、12月期は165/100から155/100に引き下げた。

理事(非常勤)

常勤役員に準じ非常勤役員手当日額の改定を検討したところ、端数処理後の手当額が同額となったため、改定は行わず現行の手当額に据え置いた。

監事

国家公務員の給与を考慮して役員給与規則の改定を平成22年12月に実施し、本給月額を726,000円から724,000円と減額した。  
また、期末特別手当の支給率を6月期は145/100から140/100とし、12月期は165/100から155/100に引き下げた。

監事(非常勤)

常勤役員に準じ非常勤役員手当日額の改定を検討したところ、端数処理後の手当額が同額となったため、改定は行わず現行の手当額に据え置いた。

##### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 18,108	千円 11,884	千円 4,734	千円 1,426 (地域手当) 64 (通勤手当)	4月1日		
A理事	千円 14,313	千円 9,376	千円 3,734	千円 1,125 (地域手当) 78 (通勤手当)	4月1日		
B理事	千円 14,378	千円 9,376	千円 3,734	千円 1,125 (地域手当) 143 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 14,259	千円 9,376	千円 3,734	千円 1,125 (地域手当) 24 (通勤手当)			
D理事 (非常勤)	千円 0	千円 0	千円	千円 ( )	4月1日		
A監事 (非常勤)	千円 2,508	千円 2,508	千円	千円 ( )			
B監事 (非常勤)	千円 2,546	千円 2,546	千円	千円 ( )			*

注1:「地域手当」とは、当地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄の「\*」は、退職公務員(本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)であることを示す。

注3:D理事(非常勤)への就任にあたって、本務先から、無報酬を条件とされたため、報酬は支給していない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長	9,810	6	0	22.3.31	1.1	在職期間中の業績について評価した結果、業績勘案率を「1.1」とすることを決定した。	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

人件費については、外部委託や雇用形態の多様化等を検討して、その節減に努力する。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の運営活動に必要な経費がそのほとんどについて国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じる。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給・昇格を実施するほか、勤勉手当の成績率を決定する。

俸給月額(昇給)	基準日前1年間における勤務成績の区分に応じた号俸数を昇給させる。
俸給月額(昇格)	勤務成績が特に良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当(査定分)	基準日以前6月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される割合を乗じて得た額とする。

#### ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- ① 国家公務員の給与を考慮して職員給与規則の改定を平成22年12月に実施し、俸給月額を減額改定した。
- ② 期末手当の支給率をにあっては150/100から137.5/100とし、勤勉手当の支給率を70/100から67.5/100に引き下げた。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	775	46.3	7,867	5,850	143	2,017
事務・技術	177	43.2	6,045	4,539	124	1,506
教育職種 (大学教員)	309	51.4	9,586	7,022	161	2,564
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	5	44.7	4,834	3,658	110	1,176
教育職種 (附属高校教員)	117	43.8	7,432	5,617	134	1,815
教育職種 (附属義務教育学校教員)	163	41.9	7,023	5,309	137	1,714
教育職種 (外国人教師等)	3	45.2	6,855	5,105	234	1,750
その他医療職種 (看護師)	1					

再任用職員	3	62.2	5,718	4,850	141	868
事務・技術	2					
教育職種 (附属高校教員)	1					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

非常勤職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:「技能・労務職種」とは、調理師、用務員、農夫である。

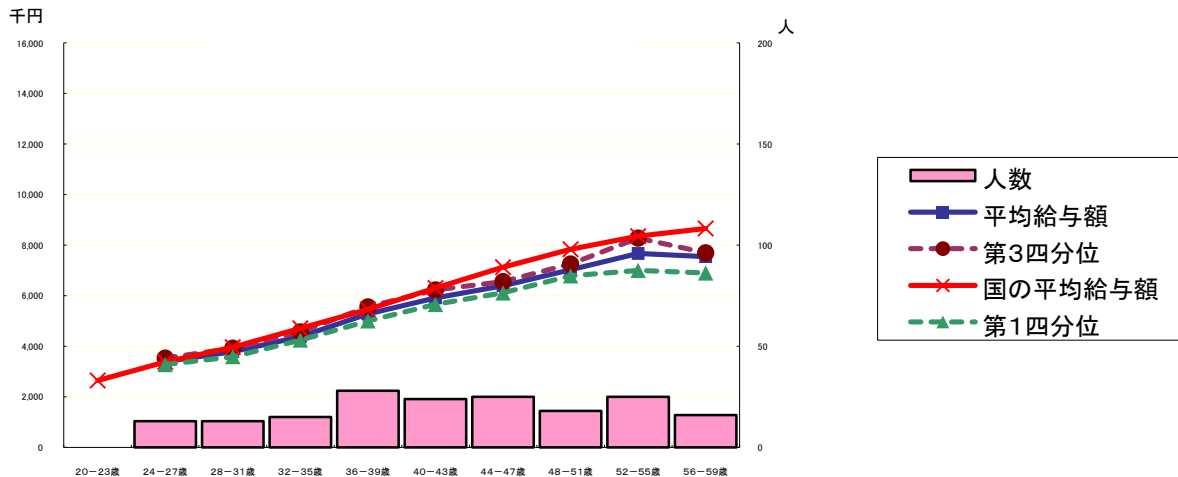
注:「教育職種(附属高校教員)」には、附属国際中等教育学校及び附属特別支援学校教員を含み、「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注:常勤職員「その他医療職種(看護師)」、再任用職員「事務職員」「教育職種(附属高校教員)」、非常勤職員「事務職員」については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注:区分「在外職員」、「任期付職員」については、該当者がいないため、表を省略している。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

年間給与の分布状況(事務・技術職員)

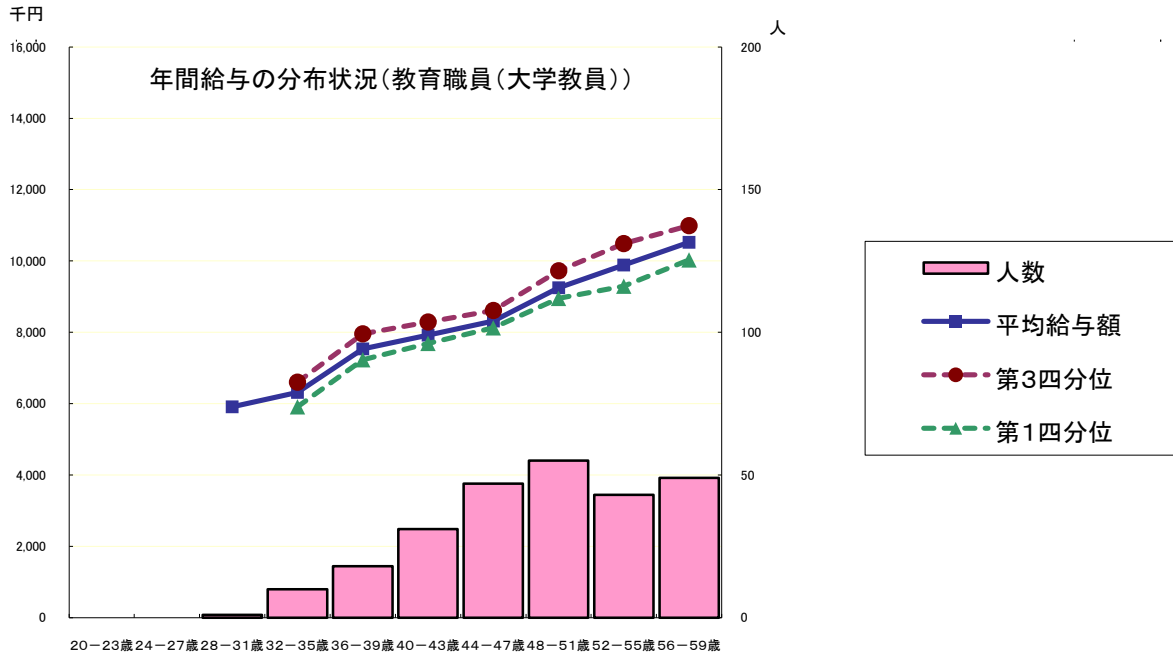


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
局長	0	—	—	—	—
部長	3	55.8	—	10,497	—
課長	16	53.6	7,078	7,248	7,483
係長	79	46.0	5,980	6,357	6,792
主任	32	38.7	4,548	4,967	5,315
係員	33	30.1	3,367	3,738	3,988

注:部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	169人	56.7歳	9,808千円	10,541千円	11,202千円
准教授	110人	45.6歳	8,021千円	8,335千円	8,647千円
講師	23人	41.9歳	6,477千円	7,254千円	8,096千円
助教	7人	43.9歳	6,309千円	6,736千円	7,304千円

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		局長	局長	局長	部長	課長	課長補佐	係長	係長・主任	係員	係員
人員(割合)	177人	0人 (%)	0人 (%)	0人 (%)	3人 (1.7%)	6人 (3.4%)	11人 (6.2%)	31人 (17.5%)	83人 (46.9%)	24人 (13.6%)	19人 (10.7%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	58歳 53歳	59歳 44歳	58歳 53歳	58歳 48歳	58歳 35歳	52歳 28歳	32歳 25歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	7,854千円 7,496千円	6,691千円 5,846千円	6,385千円 5,339千円	5,722千円 4,598千円	5,423千円 3,210千円	4,264千円 2,714千円	2,928千円 2,360千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	10,752千円 10,210千円	8,924千円 7,792千円	8,319千円 7,335千円	7,693千円 6,238千円	7,194千円 4,284千円	5,644千円 3,590千円	3,782千円 3,127千円

教育職員(大学教員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	助教
人員(割合)	309人	169人 (54.7%)	110人 (35.6%)	23人 (7.4%)	7人 (2.3%)	0人 (%)
年齢(最高～最低)		64歳 47歳	64歳 32歳	57歳 31歳	55歳 34歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		9,294千円 5,293千円	7,251千円 4,841千円	6,545千円 4,119千円	5,820千円 4,411千円	千円
年間給与額(最高～最低)		12,977千円 7,195千円	9,880千円 6,505千円	8,874千円 5,593千円	7,773千円 5,915千円	千円

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.6	% 64.6	% 63.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 38.4	% 35.4	% 36.9
	最高～最低	% 50.2～33.0	% 46.8～30.9	% 45.9～32.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.8	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.1	% 33.2	% 34.6
	最高～最低	% 43.2～32.4	% 40.2～29.5	% 39.8～30.9

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.9	% 63.8	% 62.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 39.1	% 36.2	% 37.6
	最高～最低	% 43.2～34.1	% 40.2～31.2	% 41.7～32.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 67.3	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.8	% 32.7	% 34.2
	最高～最低	% 43.2～32.8	% 40.2～29.9	% 41.7～31.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一)) 92.2

対他の国立大学法人等 106.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 102.7

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等の一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 92.2	
	参考	地域勘案 98.7
		学歴勘案 91.5
		地域・学歴勘案 98.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 68.0% (国からの財政支出額 8,557百万円、支出予算の総額 12,794百万円:平成22年度予算) 【検証結果】 对国家公務員指数が92.2と100未満であるため、給与水準は適切と思われる。	
講ずる措置	当法人の運営活動に必要な経費がそのほとんどについて国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じる。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 98.8

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。  
なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一)との給与水準(年額)の比較指標である。



### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	当年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 7,239,897	千円 7,404,852	千円 (%) △164,955 ( △2.2 )	千円 (%) - ( - )
退職手当支給額 (B)	千円 760,968	千円 825,718	千円 (%) △64,750 ( △7.8 )	千円 (%) - ( - )
非常勤役職員等給与 (C)	千円 621,440	千円 591,460	千円 (%) 29,980 ( 5.1 )	千円 (%) - ( - )
福利厚生費 (D)	千円 915,237	千円 890,151	千円 (%) 25,086 ( 2.8 )	千円 (%) - ( - )
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 9,537,542	千円 9,712,182	千円 (%) △174,639 ( △1.8 )	千円 (%) - ( - )

注:端数処理は、金額については「単位未満切り捨て」、増減率については「小数点第2位で四捨五入」とする。

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

- ・ 給与、報酬等支給総額 前年度と比較し2.2%減となっている。これは、大学教員の定年退職者の後任補充の凍結、早期退職者制度の活用などの職員の計画的人員削減を行っている結果であり、また、経済社会情勢を鑑み、賞与の支給率、俸給表の減額改定を実施したことにより減額となった。
- ・ 退職手当支給額 前年度と比較し7.8%減となっているが、退職した職員数が減少したことによるものである。
- ・ 非常勤役職員等給与 前年度と比較し5.1%増となっているが、定年退職者の後任補充の凍結に伴い特任教員等を配置したこと及び競争的資金等により雇用される非常勤職員が増加したことによるものである。
- ・ 最広義人件費 上記の理由を総合し、1.8%減となった。

#### 【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

2. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況  
総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成18年度からの5年間ににおいて、△5%以上の人件費削減を行う。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	8,246,939	7,999,099	7,853,192	7,644,463	7,404,852	7,239,897
人件費削減率 (%)		△3.0	△4.8	△7.3	△10.2	△12.2
人件費削減率(補正值) (%)		△3.0	△5.5	△8.0	△8.5	△9.0

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与と改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%である。

注:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項 特になし